

関係所属長殿

生活安全部長

少年を取り巻く有害環境の浄化対策の施策例について（通達）

「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）」（令和元年8月9日付け一般（少・生企・地・生環・サ対・組）第82号）により、有害環境の浄化対策の基本方針等が示されたところであるが、推進に当たっては、管内の実態を十分に踏まえるとともに、下記の施策例を参考とされたい。

なお、本件については、生活安全企画課、地域課、生活環境課、サイバー犯罪対策課及び組織犯罪対策課と協議済みである。

記

1 スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

(1) 事業者等に対する要請の強化

ア 少年補導員等と連携の上、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びその契約代理店（以下「携帯ISP等」という。）等に対し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び山形県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）に規定する青少年確認義務、フィルタリング説明義務及びフィルタリング有効化措置義務が確実にされるよう要請する。

また、保護者からのフィルタリングの解除申出に対する適切な措置等について要請する。

イ SNS等に起因する福祉犯被害等の情報を携帯ISP等、SNS事業者等に提供し、フィルタリングのカスタマイズやアプリケーションの利用制限等の必要性・重要性を呼び掛け、保護者へのこれらの説明・推奨について要請する。

(2) 保護者等に対する広報啓発の推進

ア 教育委員会、学校等と連携の上、多くの保護者の出席が見込まれる保護者の会合や入学説明会等において、スマートフォンの特性、SNS等に起因する福祉犯被害等の実態を説明し、フィルタリングの必要性・重要性に関する広報啓発を推進する。

啓発に当たっては、可能な限り最新の情報に基づいた内容とし、保護者にとって分かりやすい説明に配慮する。

イ SNS等に起因する福祉犯被害等の実態のほか、携帯ISP等が提供するフィルタリングでは少年の年齢に応じたフィルタリングの強度や利用時間の設定ができることや、利用を許可又は制限できるアプリケーションについても容易に個別設定できること等が具体的に分かりやすく記載されるなど、フィルタリング等に関心のない保護者でも興味を引かれるような啓発資料等を作成し、学校等と連携の上、全ての保護者に行き渡る方法により配布する。

また、携帯 I S P 等に啓発資料を交付し、新規契約・機種変更等で訪れる保護者への配布を依頼する。

ウ 関係機関・団体等と連携の上、フィルタリング等の普及に向けたキャンペーンやイベントを開催するほか、ケーブルテレビやラジオなど、あらゆる広報媒体を活用し、インパクトのある広報を推進する。

エ SNS 等を利用した福祉犯等を検挙した際には、積極的な広報により、SNS 等には危険な一面があることを広く周知する。

オ 児童が使用するスマートフォン等の利用実態調査等を実施し、その調査結果について積極的な広報を行うなど、広報啓発の資料等として活用する。

(3) 児童の情報モラルを向上させるための取組の推進

ア SNS 等に起因する児童の被害事例を見ると、多くの児童がインターネットで知り合った者と接触することに抵抗を感じていないほか、学校における指導状況も一部浸透していない部分も見受けられる。

このため、教職員が活用できるよう最新の被害事例や対策に関する情報を学校に提供して情報モラル教育等の機会に活用してもらう。

また、学校等と連携の上、児童が受動的に講師等の話を聞くだけではなく、スマートフォンを使った体験型模擬アプリケーション等を活用したり、高校生が中学生を指導したり、上級生が下級生を指導したりするなど、児童が体験や参加する形での能動的な非行防止教室等を開催する。

イ 最新かつ具体的な被害事例を基に、インターネットの特性や危険な一面があることなどについて啓発する。

ウ 低年齢児童が被害に遭う事例も散見されることから、児童の年齢や発達段階に応じて適切にインターネットを利用できるよう、分かりやすい啓発を行う。

(4) 関係機関等との連携

教育委員会、学校、P T A、携帯 I S P 等と連携し、現状の問題点等について情報共有を図り、効果的な対策の検討を行う。

2 児童の性に着目した形態の営業からの影響の排除

(1) 実態把握の推進

関係部門、少年指導委員等と連携の上、定期的な情報交換の実施等により、児童を性的な業務に従事させる悪質な性風俗関連特殊営業のほか、合法的な営業を装いながら、「リフレ」、「散歩」等と称し女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせるいわゆる「J K ビジネス」営業等の児童の性に着目した形態の営業の実態把握を推進する。特に営業所等を設けない無店舗型営業の実態等についてサイバーパトロール等のあらゆる警察活動を通じて幅広く情報収集を行う。

(2) 営業者等に対する指導、取締り等の強化

関係部門、少年指導委員等と連携の上、性風俗関連特殊営業や、いわゆる「J K ビジネス」等を営む店舗に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）や条例等に基づく立入りや立寄りを実施し、違法行為を認めた場合は、指導・警告を行うとともに、指導・警告に従わないなど悪質な営業については、厳正な取締りを行い、検挙した際には積極的な広報を行う。さらに、実態解明の結果を踏まえ、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）の適用や課税通報等に

よる犯罪収益の剥奪を図るとともに、関係法令に基づく行政処分を働き掛けるなど、再発防止に向けた実効ある取締りを実施する。

また、客引き、スカウト等に対し、条例等を適用した積極的な取締りを実施する。

(3) 広報啓発の推進

教育委員会、学校等と連携の上、非行防止教室を通じて、いわゆる「JKビジネス」等に関する店舗等で稼働することの危険性や犯罪被害の実態等について広報啓発を推進する。

(4) 街頭補導の推進

少年補導員等と連携の上、少年の非行が行われやすい時間帯・場所を重点とした管内の実態に即した街頭補導を推進するとともに、深夜はいかいや飲酒・喫煙をしている児童を発見した場合には、暴力団関係者が介在している飲食店等での年少者使用事犯等、重大な性的搾取事犯が潜在している可能性を迫及する。

(5) 地域住民等と連携した環境浄化活動

関係団体、地域住民等と連携の上、合同による街頭パトロールを実施するなどして、有害環境浄化の気運を醸成する。

3 インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

(1) 営業者に対する指導・要請等の強化

インターネットカフェ等連絡協議会、カラオケボックス協会等が主催する管理者講習等において、本人確認の徹底、深夜における青少年の入店禁止措置、フィルタリングを付加した端末の導入、見通しの良い設備への変更等の自主的措置の促進等について指導・要請する。

また、関係部門等と連携の上、店舗への立入調査等を実施し、適切な指導を行うとともに、指導に応じない悪質な営業者に対しては取締りを実施する。

(2) 補導活動の強化

店舗の協力を得た上で、地域の実態に精通する少年補導員等と連携の上、夜間や夏休み期間等における集中的な補導活動を実施する。

(3) 広報啓発の推進

保護者の会合、非行防止教室等を通じて、インターネットカフェ、カラオケボックス等における犯罪被害の実態等について説明し、適切な利用を呼び掛ける。

4 各種営業者からの有害な商品等の供給の遮断

(1) 有害図書類（DVD等の映像ソフト、ゲームソフトを含む。以下同じ。）の営業者による青少年への販売等の禁止

ア 営業者等に対する指導・要請の強化

少年補導員等と連携の上、有害図書類販売店における区分陳列等の実態把握を推進するとともに、関係団体や営業者に対し、条例に基づき、年齢確認、区分陳列等の徹底について指導・要請を実施する。

イ 適切な有害指定等

青少年に有害な風俗情報誌や風俗求人誌等を発見した際は、当該図書に係る有害指定の働き掛けを実施するため、少年課に報告するとともに、関係団体及び営業者に対し、適切な取扱いを要請する。

(2) 有害図書類収納自動販売機の根絶

ア 実態把握の推進

少年補導員等と連携の上、有害図書類収納自動販売機の実態把握を推進する。

イ 取締りの徹底

稼動している有害図書類収納自動販売機については、少年課に報告を行うとともに、条例等の違反に対しては取締りを推進する。

(3) 有害玩具類の営業者による青少年への販売等の禁止

ア 営業者等に対する指導・要請の強化

関係部門、少年補導員等と連携の上、有害玩具類販売店の実態把握を推進するとともに、関係団体や営業者に対し、年齢確認の徹底等について指導・要請する。

イ 適切な有害指定

少年による刃物等を使用した凶悪事件が発生した際には、知事部局に対する有害指定の働き掛けを実施することを視野に、少年課に報告する。

(4) 酒・たばこの営業者による少年への販売等の禁止

ア 営業者等に対する指導・要請等の強化

関係機関等と連携の上、小売酒販組合、日本たばこ協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本スーパーマーケット協会等の関係団体や営業者に対し、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）及び未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）に基づく年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適正な管理等について指導・要請する。

この際、民法の一部改正による成年年齢引き下げ後（令和4年4月1日）も、飲酒及び喫煙の禁止年齢は20歳未満であることを広く周知すること。

また、悪質な営業者に対し、法令を積極的に適用した取締りを実施するとともに、検挙に際しては、財務局、国税局に対する通報を徹底するほか、管内の営業者を招致して、指導・要請を行い、再発防止のための自主的措置を促進する。

イ 広報啓発の推進

関係機関・団体等と連携の上、20歳未満の者の飲酒・喫煙防止のためのイベント、キャンペーン等を開催するほか、非行防止教室等を通じて、飲酒・喫煙が及ぼす悪影響について広報啓発を推進する。

ウ 少年の健全育成のための取組の支援

コンビニエンスストア等の従業員に対し、20歳未満の者への販売防止を目的とした声かけのロールプレイや講習会を実施し、営業者による少年の健全育成のための取組を支援する。

(5) 薬物乱用の危険性に関する広報啓発の推進

教育委員会及び学校に対して、学校警察連絡協議会の場を活用するなどして、薬物乱用による健康被害事例や、特殊な形状をした大麻の使用事例等についての情報提供を積極的に行い、注意喚起を依頼するなど、学校関係者の理解と協力の確保に努めるとともに、薬物乱用防止教室等を通じて、薬物乱用の危険性について広報啓発を推進する。

(6) 飲食店営業者による20歳未満の者への酒類提供の禁止

ア 実態把握の推進

関係部門、少年指導委員等との連絡会議等の開催により、定期的な情報交換等を実施し、実態把握を推進する。

イ 営業者等に対する指導・要請等の強化

関係部門、少年指導委員等と連携の上、飲食店組合等の関係団体及び営業者に対し、少年の健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請するとともに、酒類提供飲食店に対し、風営適正化法等に基づく立入りを実施し、違法行為を認めた場合は、指導・警告等の是正措置を講ずる。